

令和7年5月23日  
総務部

## 唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

荒木商事(株)唐津営業所を指名停止としました。

### 1 指名停止対象業者

荒木商事(株)唐津営業所(ニタ子3丁目13-13 シャルマン唐津101号)

(本社:鹿児島県薩摩川内市隈之城町280番地3)

(物品)縫製類、薬品類、車輛類、福祉・医療器具類、金物・厨房用品類、機械類、消防・防災類、食料品・雑貨類、その他

### 2 指名停止期間

5月26日から6月25日まで 1か月

### 3 指名停止理由

令和7年5月20日に落札決定を受けた「ポータブル蓄電池(地域防災緊急整備事業用)」の物品購入について、契約締結を辞退したため。

### 4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第10項(不正又は不誠実な行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため1か月とする。

### 5 令和5年度～令和6年度発注実績

令和5年度 27件 5,332,459円

令和6年度 34件 3,234,504円

本件の問い合わせ先

総務部 契約検査課

担当:仁部、田中

電話:直通 72-9155 (内線 1360、1466)